

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2024年10月1日～2025年9月30日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

マージン率 =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

派遣労働者の数	175人（2026年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先の数	10社（2025年度派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	14,936円（2025年度労働者派遣に関する料金額の平均額 ※消費税含む）
派遣労働者の賃金額	9,805円（2025年度派遣労働者の賃金額の平均額）
マージン率	34.3%（2025年度マージン率平均） マージン内訳 = ・消費税, 社会保険料 健康保険料,厚生年金保険料,雇用保険料,労災保険料の事業主負担分等 ・福利厚生費 定期健康診断,教育訓練費,有給休暇等 ・会社運営経費 間接部門の人件費,事務所費等の経費等
雇用安定措置を講じた人数	11人
教育訓練に関する事項	派遣就業の前に、新規採用者研修を実施しています。業務内容に応じて、製造基礎研修、OAスキル基礎研修、モチベーション管理研修、コミュニケーション向上研修等を実施しています。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金・雇用保険にご加入いただきます（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象となる方には、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度もご利用可能です。
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	当事業所 相談窓口 電話番号：077-547-5916